

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

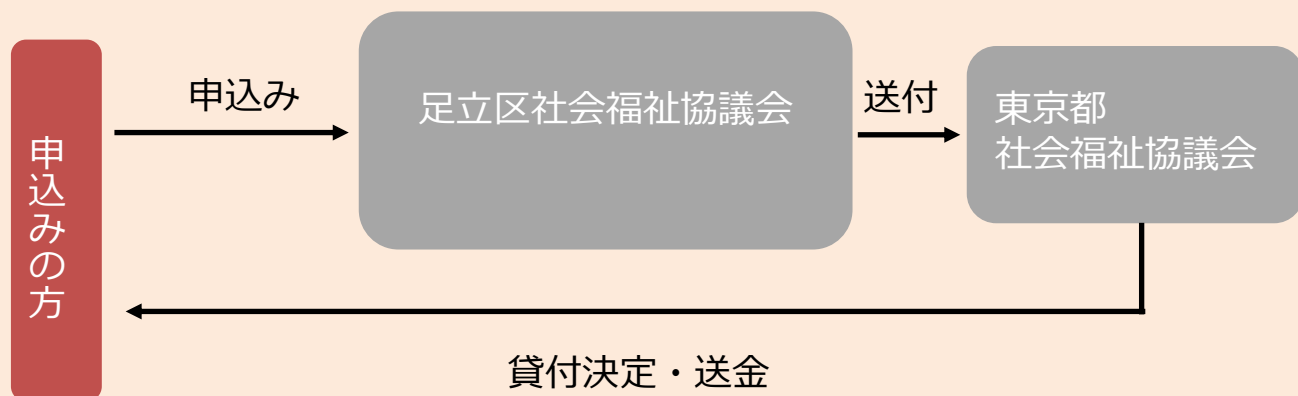
足立区社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度の受付を行っています。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

受付期間は令和3年3月末までです。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。

貸付手続きの流れ



※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送での申込みです。郵送申請が困難な方は、事前に電話でお問い合わせください。

お問合せ先

● 足立区社会福祉協議会 (平日 9:00~17:00)

電話: 03-3880-5740 FAX: 03-3880-5697

〒120-0011 足立区中央本町1-17-1 区役所南館11階

● 厚生労働省 個人向け緊急小口資金・総合支援資金 相談コールセンター

電話: 0120-46-1999 (9:00~21:00/土日・祝日を含む)

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
 - ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - イ 世帯員に要介護者がいるとき
 - ウ 世帯員が4人以上いるとき
 - エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
 - キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■据置期間 1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限 2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子-保証人 無利子・不要

■本人が用意する必要書類

- ①住民票（世帯全員、発行から3カ月以内のもの）
 - ②本人確認書類（健康保険証、マイナンバーカード（保護ケース入れたまま表面）、運転免許証、パスポートのいずれか一つ）※ 住所変更がある場合は裏面の写し
 - ③通帳の見開き部分（銀行名、支店名、口座番号）又はキャッシュカードの写し
- ### ■申込先 足立区社会福祉協議会

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額（貸付期間：原則3月以内）

- ・（二人以上）月20万円以内
- ・（単身）月15万円以内

■据置期間 1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限 10年以内

■貸付利子・保証人 無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■本人が用意する必要書類

- ①住民票②本人確認書類③通帳等
- ※緊急小口資金の送金先と送金が確認できる預金通帳のコピーの提出をもって①②の提出を省くことができます。

■申込先 足立区社会福祉協議会